

## Client Alert

15 January 2026

### インドネシア：憲法裁判所がロイヤリティ／著作権紛争は修復的司法<sup>1</sup>を優先すべきことを確認

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka  
@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



山頭 めぐみ  
アソシエイト  
03 6271 9538  
[Megumi.Santo  
@bakermckenzie.com](mailto:Megumi.Santo@bakermckenzie.com)

#### 概要

2025年12月17日、憲法裁判所（以下、「MK」）は著作権ロイヤリティに関する問題について判決を下し、著作権法（2014年法律第28号）のいくつかの規定に対する解釈を明確にした。

#### 詳細

裁判所は、第23条第5項の公衆実演における利用許諾とロイヤリティ支払の規定にある「すべての者」という文言は、商業イベントの主催者を含む広い意味で解釈すべきであると強調した。これは、ロイヤリティの義務が出演者に限定されるものではなく、チケット販売を管理しイベントから利益を得るプロモーターにも及ぶことを意味する。MKは、政府及び著作権管理団体（LMK）を関与させた透明かつ公正な規制の必要性を指摘した。

裁判所はまた、裁判所は第87条第1項の著作物の商業利用に対するロイヤリティの規定にある「合理的な補償」という文言についても言及し、法的に曖昧であると判断した。MKは、ロイヤリティ率は主観的な解釈ではなく、法律で定められた明確な仕組みと料金表によって決定されるべきであると判示した。さらに、第113条第2項に基づく刑事制裁について、MKは修復的司法（Restorative Justice）<sup>1</sup>を優先すべきであると強調した。刑事訴追は、行政的及び民事的手段が尽くされた後の最後の手段（ultimum remedium）として考慮されるべきであり、公平性を確保し過度に懲罰的なアプローチを避けることが求められる。

この判決は重要な影響を持ち、政府と議会は、公正かつ透明なロイヤリティ制度をインドネシアで構築するため、ロイヤリティ関税、ライセンス手続、LMKガバナンスを含む実施規則の速やかな策定が期待されている。

<sup>1</sup> インドネシアにおける「修復的司法（restorative justice）」とは、刑事訴追や訴訟よりも、調停や和解による当事者間の紛争解決を優先する、裁判外での紛争処理アプローチを指す。これは最近の憲法裁判所の決定でも強調されており、特に著作権紛争、中でもロイヤリティ支払いに関する紛争については、まず調停等の円満な解決を優先し、調停が不成立となった場合に限って刑事訴追を最後の手段として用いるべきである、と示されている。